

# 児 童 福 祉（こども家庭課）

## 1. 鳥取市子ども・子育て支援事業計画

鳥取市次世代育成行動計画を引き継ぎ、鳥取市子ども・子育て支援事業計画（第1期：計画期間 平成27年度～平成31年度）を平成27年3月に策定。基本理念「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」の下に、関係各課と連携を図りながら、教育・保育の提供体制の確保や子どもを生み育てやすい環境づくりに必要な様々な施策に取り組んでいる。

## 2. 保育施設の運営

### (1) 保育施設の目的

保護者が働いていたり、病気やその他の事情で家庭において保育できない乳幼児を保育する施設。

保育園46園（市立26園、公設民営2園、私立18園）、認定こども園9園、地域型保育施設11園

### (2) 保育園等で実施している子育て支援事業

#### ①延長保育事業

通常の保育時間を超えて、最長で午後7時半（保育園により実施時間は異なる）まで延長して保育をする。料金は保育料階層、利用時間に応じて設定。

#### ②一時預かり事業（めぐみ保育園ほか9か所で実施）

保護者の就労や疾病、出産等により一時的に家庭での保育が困難となる児童を週に3回を限度として保育する。料金は、年齢・利用時間等に応じて設定。

#### ③休日保育事業（とっとりまなびや園で実施）

保護者の就労形態、病気、入院等により、家庭における保育が休日に困難である場合に、児童（1歳6か月以上）を保育する。休日保育を利用する代わりに、平日通っている保育園等の保育施設をお休みされる場合は無料。（それ以外は日額2,000円）

#### ④地域子育て支援センター（美保保育園ほか13か所で実施）

育児の不安や悩みを持つ方への子育て指導や育児不安の解消など地域における子育て家庭を支援する。

#### ⑤土曜日園開放事業

家庭で子育てをしている人を対象に保育園を開放する。午前9時30分～午前11時（利用料無料）

### (3) 第3子等保育料無償化

同一世帯の第3子以降及び低所得世帯の第2子（第1子と同時に在園する場合に限る）の入所児童の保育料を無料とする。

## 3. 0・1・2・3子育てひろばの設置

家庭で子育てしている0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄り、情報交換や育児相談を行い、子育ての悩み、不安やストレスの解消を図り、安心して子育てをする場を提供する。

9：30～16：00 日曜日・祝日・年末年始休館。1か所（鳥取市文化センター1階）

## 4. 児童館の設置

児童に健全な遊びを提供し、健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした施設。12館（指定管理ともに）

## 5. 病児・病後児保育事業

病気または病後回復期にあるため集団での保育が困難な児童を保育する。

病児保育施設	せいきょうこどもクリニック キッズルーム「こぐま」 病児保育室とくよし
病後児保育施設	鳥取市立病院児童健康支援センター「にじっこルーム」 ひかり保育園病後児支援センター「たんぼぼ」 すくすく保育園病後児支援センター「かもめ」

## 6. ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員として、相互に一時的な預かりや保育園、病院の送迎などの援助活動を行う。(鳥取市社会福祉協議会に委託)

## 7. 児童手当の支給

児童を養育する家族の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給。

	所得制限未満の受給者	所得制限以上の受給者
0～3歳未満	1人につき月額：15,000円	1人につき月額：5,000円
3歳～ 小学校修了前	第1子、第2子 1人につき月額：10,000円 第3子以降 1人につき月額：15,000円	
中学生	1人につき月額：10,000円	

## 8. 子育て支援カード事業

小学校入学前の子を含む3人以上の子育てをしている世帯を対象に「子育て支援カード」を交付し、協賛店舗から料金の割引などのサービスを受けることができる子育て支援事業。

# 幼 児 教 育 (こども家庭課)

## 1. 幼稚園の運営

### (1) 幼稚園の目的

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し幼児の健やかな成長のために適切な環境を与え、その心身の発達を助長する施設。

	園 名	所 在 地	定 員 (人)	電 話
1	こじか幼稚園	鹿野町鹿野583-3	105	0857-84-2251
2	河原幼稚園	河原町長瀬48-1	70	0858-85-2750
3	福部未来学園幼稚園	福部町高江188	35	0857-75-2146

### (2) 幼稚園で実施している子育て支援事業

#### ①鳥取市幼稚園休日保育事業

土曜日、学年始休業日、夏季休業日、学期間休業日、冬季休業日及び学年末休業日において保護者の就労、傷病、入院等により家庭における保育が困難な場合に実施する保育サービス。

半日350円、1日700円

## 2. 私立幼稚園助成

### (1) 私立幼稚園就園奨励補助事業

保護者の私立幼稚園の保育料負担を軽減するため、保育料の減免を行う学校法人に対して補助金を交付する。

減免は、市民税所得割課税額が年額211,200円以下の世帯が対象。

同時在園の第2子以降及び小学1～3年の兄・姉がいる世帯は所得に関係なく対象となる。(低所得者世帯は兄・姉の年齢に関わらず対象となる。)

生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割額211,200円以下の世帯等の区分で補助限度額を設定。

### (2) 私立幼稚園第3子等保育料無償化事業

第3子以降及び低所得者世帯の第2子(第1子と同時に在園する場合に限る)の園児にかかる保育料を無償化するため、保育料の軽減を行う学校法人に対して補助金を交付する。

県の同時在園保育料軽減及び市の就園奨励費補助金を控除した額を県・市で2分の1ずつ補助する。

### (3) 私立幼稚園運営費助成事業

私立幼稚園における幼児教育の振興を図るため運営費の一部を助成する。

## ひとり親家庭福祉 (こども家庭課)

### 1. 母子・父子自立支援員の配置

母子・父子家庭や寡婦家庭の相談に応じ、その自立に必要な支援や情報提供を行う。

### 2. 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父または母の就業を促進するため、次の給付金を支給する。

#### (1) 自立支援教育訓練給付金

仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、指定した講座を受講する場合に支給する。

#### (2) 高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士等の資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に支給する。

#### (3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座を受講し、修了及び合格したときに受講費用の一部を支給する。

### 3. 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭や父又は母が重度の障がいの状態にある家庭の父母、父又は母に代わって児童を養育する方に支給する。

### 4. 災害遺児手当の支給

児童の保護者が交通事故や災害等で死亡、重度障がいになったときに支給する。

(児童ひとりにつき、月額2,000円)

## 5. ひとり親家庭入学支度金の支給

ひとり親家庭の児童が、小中学校に入学するときに、児童1人当たり10,000円を支給する。

## 6. 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童または寡婦の一時的な傷病等により、日常生活を営むのに支障がある場合に家庭生活支援員を派遣する。

## 7. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の経済的自立の助長と児童の福祉を増進するため、低利息または無利息で必要な貸付を行う。

資金の種類：修学資金、就学支度金、修行資金、就職仕度資金など

## 8. ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家族の児童に、学習の場を提供するとともに学習の支援を行い、学習意欲や学力及び高校進学率の向上を図る。

## 鳥取市内児童遊園地（こども家庭課）

名 称	位 置
鳥取市やよい児童遊園地	鳥取市弥生町
鳥取市西町児童遊園地	鳥取市西町三丁目
鳥取市玄好町児童遊園地	鳥取市玄好町

# 養育支援並びに児童虐待の防止及び対応

(こども家庭相談センター)

児童家庭相談に応じ援助を行う。また、児童虐待の未然防止及び早期発見に積極的に取り組み、関係機関と協力しながら必要な支援活動を行う。

また、家庭その他からの相談、通告の窓口となるとともに、要支援児童、要保護児童及び特定妊婦に関する相談や調査、関係機関との連絡調整を行う。

## 平成29年度相談件数

相談種別	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障がい	障がい等	言語障がい	重度心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適正		
件数	8	217	0	0	0	0	0	0	2	2	0	9	5	0	5	1	249

健康こども

### 1. 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、連携して対応を図るための協議を行う。

#### ① 代表者会議

関係機関の共通認識を図るとともに要保護児童等に関するシステム全体の検討

#### ② 実務者会議

支援ケースの総合的な把握、個別支援会議の課題の調整、啓発活動情報交換

#### ③ 個別支援会議

個別事例の状況把握、支援策の検討、役割の確認、キーパーソンの明確化等

### 2. 養育支援訪問事業

業務内容

#### ① 特定妊婦で特に継続的支援を要する家庭への相談・支援

#### ② 産褥期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の支援

#### ③ 未熟児や多胎児等に対する育児相談・支援

#### ④ 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・支援

#### ⑤ 若年の養育者に対する育児相談・支援

#### ⑥ 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

### 3. 妊娠・出産包括支援事業

妊産婦等の支援ニーズに応じ、次の3つの事業による妊娠から出産・子育て期までの切れ目ない支援を包括的に行い、安心して妊娠・出産・育児が行えるようにする。

#### ① 母子保健相談支援事業

妊産婦で体調不良や育児不安があるなど手厚い支援を要する妊産婦の相談に応じ、支援のコーディネ

ネットを行う。

② 産前・産後サポート事業

妊産婦の悩みや子どもの発達・養育等の相談に応じるとともに、生後4か月までの乳児の一時預かりを行う。

③ 産後ケア事業（母子ショートステイ）

家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず、体調不良や強い育児不安等がある産婦と生後3か月までの乳児に対し、最長7日間の母子宿泊ケアを提供する。

④ 産後ケア事業（母子デイサービス）

育児不安の強い産婦と生後4か月までの乳児に対し、最長4時間、週3日を限度に日帰りケアを提供する。

#### 4. 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童等に対し、次の事業により支援を行う。

① ショートステイ事業

保護者が疾病等の理由に家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急に母子を保護する場合などに、一時的に養育、保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園に委託）

② 平日日帰りステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、平日の日中において家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一時的に養育・保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園に委託）

③ トワイライトステイ事業

保護者が仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合に、その児童を通所させ、生活指導、食事の提供などを行う。（鳥取こども学園、青谷こども学園に委託）

#### 5. 親と子のすこやか推進事業

強い育児不安や育児困難感を抱える親が集まり、いろいろなワークやプレイバックシアターの技法を取り入れて、お互いを大切にしたコミュニケーションや体験を通じて自己肯定感を高めることで、安心して子育てが行えるように支援を行う。（月1回年12回実施）

#### 6. 妊娠SOS相談

専任保健師を配置し、メール及び専用電話で望まない妊娠等の相談を受ける。

#### 7. 子育て相談ダイヤル

専任相談員を配置し、専用電話で育児に関する様々な悩みの相談を受けるとともに、児童福祉に関する情報提供を行う。

#### 8. 家庭・女性相談員の設置

こども家庭相談センターに家庭・女性相談員を2名配置し、子育てや家庭内の問題に関する相談業務、

D V被害者に対する支援を行う。

## 9. 母子生活支援施設「つくし」の運営

満18歳までの児童を養育している母子家庭で特別の理由のある母子に住居を提供し、これらの方々の就労、生活支援を行う。(指定管理 鳥取福祉会)

## 10. 助産施設の設置

入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院による出産ができない方のための助産施設。(鳥取市立病院、鳥取赤十字病院)

## 児童の発達に関する相談及び支援 (こども発達支援センター)

発達上の困難を抱える児童の早期発見・早期療育等の適切な相談支援に努め、関係機関と連携しながら、児童の成長段階に応じた支援を行う。

健  
こ  
こ  
も  
康  
も

### 1. 発達に関する相談

児童の発達に関する保護者の心配事に対し、来所及び電話、又は訪問等による相談を受ける。また、保健師や保育者、医療、療育関係機関との連絡、調整を行う。

### 平成29年度相談件数

相 談 種 別	障がい相談						育成相談			そ の 他 の 相 談	計
	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	障 言 が 語 い 発 達	障 重 度 が 心 身	知 的 障 が い	発 達 障 が い	性 格 行 動	不 登 校	育 児 ・ し っ け		
実人数	2	1	21	0	20	184	3	1	8	2	242
延人数	12	1	112	0	137	1,493	6	5	13	13	1,792

### 2. 心理発達相談

心理相談員による児童の発達確認や発達検査等を行うとともに、子育ての中での困り感を聴取し、児童の特性に合わせた対応や必要な療育等の情報提供を行う。

### 3. 保育訪問相談

心身の発達の支援が必要な児童及び保育上の配慮が必要な児童に対し、発達支援員等の専門員が各保育園、幼稚園等を訪問し、対象児童の発達支援及び保護者支援の充実を図る。

### 4. 鳥取市発達支援保育指導委員会の開催及び巡回指導

鳥取市障がい児等保育実施要綱に規定する発達支援保育指導委員会の開催及び、委員による年2回(前期、後期)の保育園への訪問を行い、保育園における、保育の観察及び助言指導と、障がい児等の経過

観察等、適切な保育の支援を行う。

## 5. 就学移行に関する相談

幼児期から学齢期に移る上での継続した支援が引き継がれるよう、教育機関と連携しながら、スムーズな移行がはかれるよう児童及び保護者を支援する。学齢期においては、教育機関等関係機関と支援内容に関する協議をはかりながら支援を継続する。

## 6. 親子通所療育

発達上の困難を抱える概ね2～3歳の児童と保護者に対し、親子で遊ぶ体験や基本的な生活習慣を獲得のための取り組みを提供する中で、保護者が児童との関わり方を学び、児童の発達の特徴や障がいを理解する場とする。

## 7. 小集団療育

5歳児発達相談後の経過観察の必要な児及び保育園、幼稚園等の大きな集団参加等の困難を抱える児を対象に子ども同士の関係作りを促したり、行動のコントロールができるように療育を行うとともに、保護者が児への接し方を学んだり、悩みの共有がはかれる場とする。

## 8. 親の会の支援

発達上の困難を抱える児童をもつ親の集いを開催し、学校や友人関係等の情報交換や交流の場とする。

## 9. 関係機関とのネットワークづくり

発達支援の必要な児童及び保護者への支援に対し、関係団体、関係機関との支援体制づくりを図る。

- ・鳥取市こどもの発達支援ネットワーク推進会議の開催

発達障がい有する、またはその疑いのある児童の各ライフステージに対応する一貫した支援体制の推進について協議するもの。

- ・5歳児発達相談事後体制検討会の開催

就学前から小学校に向けて、発達支援の課題や方向性について協議するもの。

- ・鳥取市地域自立支援協議会乳幼児期学齢期支援部会の開催

- ・鳥取市地域自立支援協議会乳幼児期学齢期支援部会小ワーキングの開催

学童保育ワーキング：発達支援の必要な子ども達が、放課後児童クラブで充実して過ごせるよう支援員のスキルアップ等の体制づくりについて協議するもの。



## 児童発達支援センター若草学園（こども発達支援センター）

### 1. 児童発達支援センター「若草学園」の運営

障がいのある又は疑いのある幼児が通園し、生活自立を目指して療育を実施する施設。定員30名。

所在：湖山町西一丁目516

電話：28-1233

### 2. 障がい児地域療育等支援事業

在宅の発達支援の必要な児童に対し、外来及び保育園等の訪問による相談・指導を若草学園で実施。

### 3. 日中一時支援事業

障がいのある人の日中の活動を確保し、その家族の就労を支援したり、一時的な休息の場を提供する。

### 4. 相談支援事業所わかくさの運営

障がい児福祉サービスを希望する者に対する相談、利用計画の作成・支援を行う。

# 保健事業一覽 (中央保健センター・中央保健センター健診推進室)

## 1. 母子保健事業

対象	健康診査等	家庭訪問	健康教育・健康相談	予防接種
妊婦	母子健康手帳交付 妊婦一般健康診査 妊婦歯科健診	妊産婦訪問	妊産婦相談	
新生児・産婦 乳児期	新生児聴覚検査 4か月児健康診査	新生児訪問 乳幼児訪問	産後サロン	ヒブワクチン・小児 用肺炎球菌ワクチン B型肝炎 ポリオ ジフテリア 百日咳 破傷風 B C G
幼児期	6か月児健康診査 (ブックスタート) 10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 むし歯予防教室 1歳6か月児追跡観察健診 2歳児歯科健康診査 幼児歯科教室 3歳児健康診査 3歳児視力再検査事業	離乳食講習会 幼児食教室 ふれあい学級(りす) ふれあい学級(ぞう)	子育てグループ 支援活動 ☆各地区サークル等 ☆ゆうゆう子育てネットワーク アトピーっ子教室・ふたりっこクラブ 食育教室 各地区健康教育 育児相談	インフルエンザ (費用助成) 麻疹風しん1期 水痘 日本脳炎1期 麻疹風しん2期
学童期 思春期		喫煙防止教育事業 育児ふれあい体験 思春期教育		日本脳炎2期 ジフテリア・破傷風2期 子宮頸がん予防ワクチン

## 2. 成人保健事業

対象	健康診査等	健康教育・健康相談・家庭訪問	予防接種
概ね 18歳～	健康診査 (医療機関・集団)	健康相談	
20歳～ (女性)	子宮頸がん検診 (医療機関・集団)	一般・病態別健康教育 健診(検診)結果説明会	
25歳～ (女性)	骨粗鬆症予防検診 (集団検診)	自主組織グループ支援活動	
40歳～	特定健診・特定保健指導 胃・肺・大腸がん検診 (医療機関・集団) 乳がん検診 (医療機関・集団) 肝炎ウイルス検査 訪問健康診査 ふしめ歯科検診 人間ドック、脳ドック	精神保健事業 自死対策事業 地域ふれあい体操普及事業 家庭訪問 生活習慣病重症化予防事業	
65歳～		地区組織活動 (健推・食推・しゃんしゃん体操普及員) 高齢者等歯科対策推進事業 ふれあいデイサービス	高齢者肺炎球菌ワクチン インフルエンザ

## 母子保健事業（中央保健センター）

【目的】 「すべての子どもたちが健やかに育ち安心して子育てできるまち」の実現を目指す。

- 【目標】 ① 妊娠期からの継続した子育て支援と地域の支援団体のネットワーク化を推進する。  
 ② 乳幼児期からのより良い生活習慣の確立を目指した指導の充実を図る。  
 ③ 乳幼児期から就学までの発達支援体制の充実を図る。

事業名		内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
母子健康手帳交付 (交付場所での統計)	妊娠届出数		1,516	1,353	5	77	16	13	0	32	10	10
	多胎		17	16	-	1	-	-	-	-	-	-
妊婦相談(初回) (転入者含む)	来所(実)		1,492	1,366	3	75	13	4	0	18	8	5
	電話(実)		74	36	2	5	4	9	0	11	2	5
栄養食品支給 (対象：非課税世帯等)	妊産婦		13	11	-	1	1	-	-	-	-	-
	乳児		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
訪問指導	妊産婦・新生児訪問 (生後29日以降含む)	妊婦 実	7	4	-	-	-	-	-	2	1	-
		妊婦 延	7	4	-	-	-	-	-	2	1	-
		産婦 実	1,462	941	23	323	37	24	6	62	24	22
		産婦 延	1,520	991	23	324	38	24	12	62	24	22
		新生児 実	1,472	949	23	325	34	24	6	64	24	23
		新生児 延	1,504	971	23	326	36	24	8	69	24	23
	再)未熟児		31	28	-	-	-	-	-	2	1	-
	乳幼児訪問 (健診後の個別対応等)	乳児 実	57	38	-	3	5	5	1	2	-	3
		乳児 延	112	82	-	4	7	8	4	2	-	5
		幼児 実	88	57	1	9	7	-	-	9	1	4
		幼児 延	108	66	1	13	10	-	-	9	1	8
		他 実	48	32	-	7	-	-	-	1	5	3
他 延		69	46	-	8	-	-	-	1	5	9	
計 実	193	127	1	19	12	5	1	12	6	10		
計 延	289	194	1	25	17	8	4	12	6	22		
健康相談	来所相談	妊産婦 延	1,705	1,503	5	137	13	-	4	18	8	14
		乳幼児 延	2,382	1,793	3	504	6	12	25	4	3	32
		その他	68	25	2	7	1	-	-	-	7	26
		計	4,155	3,321	10	648	15	12	28	18	13	72
	電話相談	計 延	1,828	853	42	788	24	18	21	19	17	74
	地域子育て相談	開催数	110	23	11	16	6	11	10	20	6	7
		実人員	519	162	50	138	25	18	22	45	29	30
延人員		1,017	162	133	356	31	91	36	103	45	60	

### 【子育て世代包括支援センター（こそだてらす）】

- ・全妊婦（1,571人 内転入55人含む）の質問票等を元にケース検討会議を定期的に行い、支援を実施。
- ・質問票回答率（99.9%）
- ・ケース検討会議：38回 出席者：こそだてらす助産師、こども発達・家庭支援センター保健師2人

### 【地区（個別）・施設訪問相談】

妊産婦 延	乳幼児 延	未熟児 延	その他 延	合計
31	54	27	3	115

【健康診査】

事業名	内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
6か月児健康診査	回数	60	36		12	6			6		
	受診者数	1,419	927	20	328	35	14	4	46	20	25
	フォロー数	330	222	1	78	8	3	-	8	1	9
乳児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	56	34		20	2			-		
ブックスタート (6か月児健診時配布等)	配布数	1,437	935	20	332	37	15	5	46	21	26
	配布率	99.9%									
1歳6か月児健康診査	回数	56	34		12	4			6		
	受診者数	1,566	990	21	365	34	22	6	75	26	27
	フォロー数	473	314	6	114	8	3	2	14	5	7
	フッ素 塗布者数	1,486	889	18	352	32	21	67	67	18	22
1歳6か月児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	59	39	-	17	1	-	-	-	2	-
1歳6か月児追跡観察健診	受診者数	117	94		13	6			4		
2歳児歯科健康診査	回数	34	12		12	4			6		
	受診者数	1,346	851	18	332	38	18	9	48	17	15
	受診率	84.8%									
	フッ素 塗布者数	1,319	835	18	326	37	18	9	45	17	14
フッ化物配合ジェル による歯磨き指導 (幼児歯科教室)	回数	34	12		12	4			6		
	受診者数	874	581	11	173	23	16	2	42	14	12
3歳児健康診査	回数	58	36		12	4			6		
	受診者数	1,637	1,052	18	377	41	28	8	66	21	26
	フォロー数	418	272	3	101	7	5	2	19	1	8
3歳児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	133	83	1	32	2	2	1	9	2	1
3歳児視力再検査	受診者数	20									

\*健康診査は住所地での統計である。

【医療機関委託健診】

	妊婦一般 健康診査	妊婦健診時の 子宮がん検診	乳児健康診査	
			3～4か月	9～10か月
受診者数	延 19,204 ※内多胎 実1 延2	実 1,398 ※要精検者 14	1,414	1,371

【費用助成検査事業】

新生児 聴覚検査
1,270 ※要観察者 52

【不妊治療費助成金交付事業】

年 度	特定不妊治療			一 般 不 妊		
	27	28	29	27	28	29
交付人数	165	179	208	67	65	100
延件数	362	384	404	73	68	118

【不育治療費助成金交付事業】

年 度	27	28	29
交付人数	2	6	7
延件数	2	6	7

\*27年度より不育治療費の助成を開始した。

【健康教育】

事業名	内 容	内訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
離乳食講習会	離乳食講話と実演	開催数	42	24		8	6			4		
		延人員	709	508		118	52			31		
食育教室	幼児食教室・サークル	開催数	31	26		5	-	-	-	-	-	-
		延人員	411	314		97	-	-	-	-	-	-
	その他 (保・幼・小中高その他)	開催数	15	11	-	3	-	-	-	1		
		延人員	510	438	-	55	-	-	-	17		
地域子育て支援	サークル支援センター(地区)	開催数	101	60	/	15	/	5	3	11	6	1
		延人員	1,699	1,082	/	344	/	115	19	86	45	8
	赤ちゃんサロン・産後サロン	開催数	24	12	/	12	/	-			-	-
		延人員	1,348	591	/	757	/	-			-	-
	育児セミナー	開催数	4	-	/	-	/	-			4	
		延人員	102	-	/	-	/	-			102	
	その他	開催数	13	4	-	-	-	-	-	9	-	-
		延人員	85	52	-	-	-	-	-	33	-	-
歯科教育	保育所・サークル等	開催数	26	18	-	4	2	1	-	-	-	1
		延人員	434	290	-	93	31	9	-	-	-	11
6歳臼歯保護推進	歯科医師講話、指導(各園)	開催園	56	34	1	12	1	3	1	2	1	1
		年長児	1,579	991	20	358	60	34	6	63	27	20
		保護者他	1,255	797	12	258	46	34	7	60	26	15
喫煙防止対策	医師講演等(小中学校)	開催数	2	1	/	/	1	/	-			
		小学校	40	26	/	/	14	/	-			
		中学校	-	-	/	/	-	/	-			
思春期教育	・中学生と乳幼児とのふれあい・性教育等	開催数	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-
		延人員(中学生)	131	-	72	-	-	-	-	-	-	59

健  
こ  
ど  
も  
康

【全市事業(会場:中央保健センター)】

事業名	地域子育て支援			乳幼児歯科
	ふたりっこ	ゆうゆう交流	アトピーっ子教室	むし歯予防教室
開催回数	13回	2回	2回	2回
延人数	250人	121人	71人	2組

事業名	ふれあい学級(幼児学級)	
	りす組(2歳前後)	ぞう組(3歳前後)
開催回数	12回	12回
	りす組・ぞう組合同 1回	
対象者実	70人(35組)	32人(16組)
参加実	62人(29組とその他4名)	30人(15組)
参加延	217人(105組とその他7名)	126人(63組)

\*参加者のその他は、祖母、父、きょうだい。

## 成人保健事業（中央保健センター・中央保健センター健診推進室）

[目的] 「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を図るため、市民が主体的に健康づくりを実践できるように支援する。

- [目標] ① 健康日本21地方計画「とっとり市民元気プラン2016」の推進。  
 ② 疾病の予防と健康増進を図る。  
 ③ 各種健診の受診率向上及び事後指導の充実を図る。

(平成30年6月30日現在)  
(単位：人)

事業名	内訳	合計	中央	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
健康診査	特定健康診査	10,150	7,336	535	191	446	297	167	518	221	439	
	高齢者健康診査	5,883	4,163	445	55	220	167	125	266	124	318	
	その他健康診査	386	333	8	8	9	2	5	5	5	11	
	計	16,419	11,832	988	254	675	466	297	789	350	768	
肝炎ウイルス検査	集団	619	468	33	10	22	18	7	29	10	22	
	個別	1,277	1,022	74	10	32	21	11	50	17	40	
	計	1,896	1,490	107	20	54	39	18	79	27	62	
がん検診	胃	集団 X 線	2,261	1,358	137	72	190	92	52	144	62	154
		個別 X 線	619	458	26	19	28	9	2	30	20	27
		個別内視鏡	14,279	10,999	791	169	484	326	249	631	282	348
		計 (受診率)	17,159 29.1%	12,815	954	260	702	427	303	805	364	529
	肺	集団	3,759	2,116	211	179	315	202	126	186	165	259
		個別	15,389	11,684	893	176	456	320	220	680	302	658
		計 (受診率)	19,148 32.5%	13,800	1,104	355	771	522	346	866	467	917
	大腸	集団	3,975	2,486	217	122	300	174	110	200	104	262
		個別	14,354	10,960	748	189	467	298	212	659	292	529
		計 (受診率)	18,329 31.1%	13,446	965	311	767	472	322	859	396	791
	子宮	集団	3,189	2,112	230	100	155	120	83	153	93	143
		個別	6,383	5,133	282	87	205	128	46	245	99	158
計 (受診率)		9,572 33.6%	7,245	512	187	360	248	129	398	192	301	
(再掲) 同時 体部 後日		178 139	146 111	7 7	1 1	8 7	5 2	1 1	8 4	1 1	1 5	
乳	集団	2,479	1,647	172	58	121	90	68	126	79	118	
	個別	3,478	2,797	140	43	132	55	23	150	47	91	
	計 (受診率)	5,957 30.7%	4,444	312	101	253	145	91	276	126	209	
人間ドック	計	3,650	2,546	161	95	209	99	96	201	85	158	
脳ドック	計	621	465	31	11	36	17	3	30	10	18	
骨	集団	1,362	776	104	53	22	81	84	104	48	90	
特定保健指導	対象者数	1,059	737	48	19	58	36	22	64	32	43	
	利用者数	425	283	16	4	19	19	16	35	15	18	
	支援別内訳	積極的	対象者	227	171	11	3	8	4	4	13	9
		利用者	44	32	0	1	1	2	2	2	2	
	動機付	対象者	832	566	37	16	51	32	18	50	28	34
利用者	381	251	16	3	18	17	14	33	13	16		

※検診対象者数は、平成27年国勢調査より引用。

※子宮がん・乳がん検診の受診率は、2年に1回の受診率（国の算定方式による）で算出。

※成人の各種健診事業は、中央および各支所ごとの受診人員で表す。

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

事業名		内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
健康教育	地 区	回 数	385	115	23	33	22	39	27	51	54	21	
		延 人 員	7,535	3,301	345	818	398	595	374	614	758	332	
	ブ ロ ッ ク	回 数	7	-	1		4		2				
		延 人 員	98	-	25		32		41				
	保 健 指 導	来 所	442	156	13	124	35	14	25	20	4	51	
		電 話	303	90	25	113	5	3	23	9	4	31	
健 康 相 談	回 数	270	56	14	41	30	30	63	7	13	16		
	延 人 員	3,611	1,295	106	674	342	413	416	128	57	180		
訪 問 指 導	延 人 員	1,693	1,400	14	93	29	24	18	53	15	47		
地域ふれあい 体操普及事業 (しゃんしゃん体操)	継続実施	実施箇所	76	76									
		実 人 員	1,042	1,042									
	単発実施	回 数	153	153									
		実 人 員	3,443	3,443									
ふれあい デイサービス (委託事業)	公 民 館 等	回 数	716	205(福部は実施なし)			/	/	204	260	47	/	
		延 人 員	8,865	4,392(福部は実施なし)			/	/	1,265	3,082	126	/	
栄 養 改 善	健 康 教 育	回 数	73	39	3	18	5	3	2	1	2	-	
		延 人 員	1,279	808	31	262	78	34	27	15	24	-	
	栄 養 相 談	来 所	35	35									
		電 話	98	98									
歯 科 保 健	健 康 教 育	回 数	17	8	1	2	2	2	1	-	-	1	
		延 人 員	322	204	14	29	22	33	5	-	-	25	
	健 康 相 談	回 数	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
		延 人 員	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ふしめ歯科健診	実 人 員	318	209	6	61	14	5	1	8	3	11	
	高 齢 者 歯 科 対 策	訪 問 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施 設 (回)		23	14	-	5	1	1	-	-	-	2		
施 設 (人)		98	64	-	17	4	4	-	-	-	9		
精 神 保 健	訪 問 指 導	実 人 員	346	281	4	2	5	5	8	18	5	18	
		延 人 員	932	683	4	8	14	29	23	90	26	55	
	健 康 教 育	地 区	回 数	37	28	-	6	-	1	-	2	-	-
			延 人 員	1,572	1,328	-	148	-	9	-	87	-	-
	ブ ロ ッ ク	回 数	22	-	-	-	-	-	-	-	22	-	
		延 人 員	1,045	-	-	-	-	-	-	-	1,045	-	
	来 所 相 談	実 人 員	535	475	1	7	8	10	6	12	7	9	
		延 人 員	744	632	1	7	19	20	21	24	11	9	
	メー ル ・ 電 話 相 談	件 数	1,510	946	9	27	82	92	15	238	29	72	
	デ イ ケ ア	回 数	75	51			12			12			
		延 人 員	413	286			74			53			
	家 族 会 会 等 家 族 教 室 等	回 数	45	16			4			25			
延 人 員		320	149			16			155				
難 病	訪 問 指 導	実 人 員	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
		延 人 員	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
	来 所 相 談	実 人 員	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
		延 人 員	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電 話 相 談	延 人 員	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	

健  
こ  
こ  
も  
康  
も

# 予 防 接 種 事 業 (中央保健センター)

## 1. 予防接種・感染症予防事業

### (1) 定期予防接種の接種状況

(単位：人、%)

種 類		年 度		
		27年度	28年度	29年度
不活化 ポリオ	1 回 目	9	3	1
	2 回 目	18	17	4
	3 回 目	31	21	11
	追 加	130	57	34
三 混 合 【注1】	1 期	1 回 目	0	0
		2 回 目	1	0
		3 回 目	1	1
		追 加	8	0
四 混 合	1 期	1 回 目	1,683	1,543
		2 回 目	1,626	1,548
		3 回 目	1,610	1,566
		追 加	1,556	1,620
二 混 2 期		1,196	1,236	1,566
日 本 炎 脳	1 期	1 回 目	1,662	1,709
		2 回 目	1,633	1,648
		追 加	1,651	1,598
2 期		740	1,036	1,438
B C G		1,629	1,552	1,425
ヒ プ ワ ク チ ン		6,429	6,172	5,688
小児用肺炎球菌ワクチン		6,462	6,207	5,699
子宮頸がん予防ワクチン【注3】		49	38	43
インフル エンザ	65歳以上	32,956	33,491	33,414
	接 種 率	64.1%	64.0%	62.7%
	60歳～64歳	63	69	57
	接 種 率	67.0%	75.0%	64.7%

種 類		年 度		
		27年度	28年度	29年度
麻 し ん 風 し ん 混 合	1 期	1,576	1,588	1,497
	2 期	1,585	1,557	1,655
	接 種 率	95.1%	94.0%	94.3%
麻 し ん	1 期	-	-	-
	2 期	-	2	-
風 し ん	1 期	-	-	-
	2 期	-	-	-
水 痘	1 回 目	1,629	1,543	1,456
	2 回 目	1,703	1,358	1,333
B 型 肝 炎 【注2】	1 回 目		1,154	1,395
	2 回 目		990	1,411
	3 回 目		265	1,410
高 齢 者 肺 炎 球 菌 感 染 症	60歳～64歳	12	15	12
	65歳相当	1,386	1,329	1,172
	70歳相当	694	1,107	1,558
	75歳相当	954	1,024	961
	80歳相当	815	828	867
	85歳相当	621	585	575
	90歳相当	352	374	331
	95歳相当	113	139	122
	100歳相当	27	25	25

【注1】三種混合予防接種は、平成24年より不活化ポリオを加えた四種混合での接種へ移行し、ワクチンの製造が終了した。

【注2】B型肝炎予防接種は、平成28年10月1日より定期接種として実施。

【注3】子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月の厚生労働省勧告に基づき、以後積極的な接種勧奨を差し控えた。

### (2) インフルエンザ予防接種等費用助成事業（任意接種）

インフルエンザ予防接種

(単位：人) 風しん予防接種【注4】

(単位：人)

対象者	年 度		
	27年度	28年度	29年度
重度の心身障がい者 ・重症心身障がい児	166	185	175
就学前乳幼児	6,146	6,125	6,160

種 類	女性	男性
風 し ん 単 独	31	27
麻 し ん 風 し ん 混 合	39	46

【注4】妊娠を予定又は希望している19歳以上50歳未満の女性のうち、風しん抗体価検査の結果、抗体価が低い方および妊娠している女性の夫を対象。



# 栄養改善事業（中央保健センター）

[目的] 健康づくりの基礎となる食生活について、ライフステージに応じた正しい知識の普及を図ることにより、正しい食生活を実践できるように支援し、市民の健康の保持増進につなげる。

## 1. 母子栄養改善事業

### ①健康診査

区分	6か月児	1歳6か月児	3歳児	計
回数	60	56	58	174
延人員	1,419	1,566	1,637	4,622

### ②健康教育

区分	離乳食講習会	アトピーっ子教室	幼児歯科教室	計
回数	42	2	4	48
延人員	709	36	39	784

### ③食育教室

区分	子育てサークル	幼児食教室	保育園・幼稚園	小・中・高等学校	その他	計
回数	28	3	6	5	4	46
延人員	371	40	343	98	69	921

### ④健康相談及び訪問指導

区分・内訳	相談内容	離乳食	幼児食	調理方法	授乳	間食(補食)	生活リズム	その他	計
来所	延人員	115	25	2	4	-	2	-	148
電話	延人員	91	25	3	-	-	-	2	121

区分	離乳食講習会後の相談	赤ちゃんサロン後の相談	幼児食教室	訪問指導
回数	42	11	3	-
延人員	222	73	20	11

## 2. 成人栄養改善事業

### ①健康教育

(地域別)

区分	合計		中央		福部		鳥取東		河原		用瀬		佐治		気高		鹿野		青谷	
	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習
生活習慣病	15	10	6	5	1	-	4	3	1	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
	275	138	154	84	13	-	59	40	20	-	7	7	7	7	15	-	-	-	-	-
糖尿病	12	7	5	2	1	1	5	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	197	108	105	35	10	10	71	63	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高血圧	6	4	2	1	-	-	3	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	98	71	31	16	-	-	55	55	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
脂質異常	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26	26	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
骨粗鬆症	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	14	30	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高齢者栄養	28	11	17	7	1	-	5	2	3	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	538	190	380	121	8	-	68	29	46	20	16	-	20	20	-	-	-	-	-	-
認知症予防	3	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-
	32	21	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	13	-	-
その他	6	4	5	3	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	83	48	74	39	-	-	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

\*区分の上欄は延回数、下欄は延人員

(地域合同事業別)

区分		合計	中央	福部	鳥取東	南部地域	西部地域
糖尿病 予防教室	回数	10	2	2	2	2	2
	人数	127	26	11	32	16	42

区分	合計		中央・福部・鳥取東		南部地域		西部地域	
	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習
精神デイケア	6	4	2	2	2	1	2	1
	36	28	15	15	14	10	7	3

\* 区分の上欄は延回数、下欄は延人員

区分	合計		中央		福部		鳥取東		河原		用瀬		佐治		気高		鹿野		青谷	
	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習	講話	実習
糖尿病友 の会支援	19	7	2	2	3	1	3	1	2	1	1	-	2	2	3	-	2	-	1	-
	168	67	34	34	35	7	21	9	23	10	7	-	7	7	25	-	7	-	9	-

\* 区分の上欄は延回数、下欄は延人員

(全市事業)

内訳	区分	糖尿病食生活教室		糖尿病食生活教室 フォロー教室		適塩講座	
		講話	実習	講話	実習	講話	実習
延回数		4	4	1		2	1
延人員		64	64	21		63	18

・健康相談及び訪問指導

区分・内訳		相談内容	生活習慣病	糖尿病	高血圧	脂質異常症	骨粗鬆症	肥満	その他	計
来所	延人員		6	11	2	4	-	5	7	35
電話	延人員		22	13	4	2	1	37	19	98

内訳	区分	健診結果 説明会	総合相談	医療機関 より紹介	訪問指導
回数		22	41	16	-
延人員		134	305	16	18

### 3. 食生活改善事業

・食育推進員養成講座・教育研修会

事業名	回数	延人員	会場数
養成講座	22	287	3
教育研修	24	457	7
スキルアップ研修会	1	72	1

\* 養成講座修了生 37人

### 4. その他の事業

・食育推進事業

内容	回数	人員
学童米料理教室啓発活動	17	452
食育わくわく教室	4	56

## 3 障がい手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者証の認定・発行

（障がい者支援課）

### 1. 3障がい手帳

#### (1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく各種福祉サービスを受けるために必要なもの。なお、障がいの種類は、視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、肢体不自由、内部障がいなどで、障がい等級は1～6級までとなっている。

#### (2) 療育手帳

知的障がいのある人が、行政機関等で一貫した相談・指導を受け、各種の援助を受けやすくするための手帳。障がいの程度に応じてA（重度）、B（中軽度）の区分がある。

#### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の社会復帰、社会参加、自立の促進を図るために交付される手帳。障がいの程度は1～3級で、一定の精神障がいがあり、長期にわたって日常生活または、社会生活への制約があるかたが対象。

### 2. 自立支援医療（精神通院）受給者証

精神障がいのある人が、精神科の病気等で病院や診療所に通院して医療を受けられた場合や、薬局による調剤、訪問看護等を利用された場合に公費の負担が受けられる制度。

## 精神保健事業（障がい者支援課）

### 1. ひきこもり対策推進事業

ひきこもり状態にある人又は家族を対象に個別面接や家庭訪問を行う。

家族を対象に情報交換や交流の場としての家族教室を行う。（奇数月 年6回実施）

### 2. アルコール・薬物・ギャンブル等依存症支援事業

家族のアルコール・薬物・ギャンブル等でお困りの家族を対象に専門医師、看護師による家族教室を行う。（月1回 年12回実施）

アルコール・薬物・ギャンブル等に関する相談に専門医師、看護師による個別相談を行う。（月1回 年12回実施）

### 3. 地域自死対策強化事業

不眠をはじめとする心の健康に対する悩みに対して、電話や訪問等で個別相談を行う。

企業・団体を対象にメンタルヘルス出前講座及び新規採用職員メンタルヘルス研修を行う。

## 医薬・感染症等疾病対策・健康づくり支援（健康支援課）

### 1. 医事、薬事に係る許認可等

#### (1) 毒物劇物に係る許認可等

毒物及び劇物取締法に基づく販売業等の許認可等を行う。

#### (2) 薬物乱用防止普及啓発

薬物乱用防止に係る普及啓発を行う。

#### (3) 医療相談、献血推進

医療安全支援センターによる医療相談対応を行う。また、献血推進に係る啓発等を行う。

#### (4) 病院、診療所、薬局、医療機器販売業等の許可、届出の受理等

医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許認可等を行う。

#### (5) 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう等）の届出の受理等

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく届出の受理及び使用制限等の処分を行う。

#### (6) 歯科技工所の届出の受理等

歯科技工士法に基づく届出の受理及び使用禁止命令等の処分を行う。

### 2. 感染症等疾病対策

#### (1) 感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策

疫学調査等を実施し、感染拡大を早期に防止するとともに、感染予防のための健康教育や啓発を行う。

#### (2) エイズ・性感染症及び肝炎の血液検査の実施と相談対応

H I V、性感染症（梅毒、クラミジア）、肝炎ウイルス検査（B型、C型）、風疹抗体価検査を実施する。

#### (3) 結核対策

結核に関する普及啓発や、患者への服薬指導等の療養上の支援を行う。また、接触者検診等により感染拡大を防ぐ。

#### (4) 難病患者の支援

難病患者やその家族が安心して療養生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する。

### 3. 健康づくり等の支援

#### (1) 思春期保健対策・女性の健康づくり

思春期からの性の健康問題に関わる情報交換、妊娠・出産に関する相談、生涯を通じた女性の健康づくりに関する相談を実施し、健康の保持増進を図る。

#### (2) がん対策

死因の第1位であるがんについて学校や企業に出向いての健康教育、がん検診に関する普及啓発等を実施し、がんによる死亡者の減少を目指す。

#### (3) 食育推進、食品表示相談等

食育関係者研修会の開催、食品表示法、健康増進法に基づいた食品の適切な広告・表示に関する相談に対応する。

#### (4) 歯科保健対策等

歯科保健関係者研修会の開催による歯科保健の推進と人材育成、歯と口腔の健康づくり推進事業として学校、事業所等に歯科医師、歯科衛生士を派遣し歯科健康教室を実施し、むし歯予防、歯周疾患の罹患率の低下を図る。

#### 4. 各種助成制度

- (1) 小児慢性特定疾病医療費助成
- (2) 不妊治療費助成（特定不妊治療・人工授精・不妊検査）
- (3) がん患者社会参加応援事業（ウィッグ・補正下着購入費助成）
- (4) 特定医療費（指定難病）助成
- (5) 感染症患者医療費公費負担制度
- (6) 肝炎治療医療費助成
- (7) 肝炎ウイルス精密検査助成

## 食品衛生事業（生活安全課）

### 1. 食品衛生指導事業

#### (1) 食品衛生監視指導

食品衛生法第24条により、国が示す「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づく監視指導の実施に関する計画の策定が義務付けられている。

食品に起因する住民の健康被害の防止等を図るため、食品取扱施設への監視指導に加え食品の安全に密接に関係する適正な食品表示への対応を含めた「平成30年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画」の策定を行った。

この計画に基づき、食品衛生監視員が大量調理施設や鳥取県HACCP（ハサップ）適合施設、過去に食品衛生法に違反した施設、野生鳥獣肉処理施設等に対し、重点的に立入検査を実施するほか、消費者の食品選択において情報源となる食品表示の適正化を図るための監視指導、鳥取県HACCPの普及啓発、食品等の収去検査を実施する。

#### (2) 食品営業許可

飲食店営業その他の飲食に起因する健康被害を発生させるおそれの比較的大きな営業または危険度はそれほど高くないが利用者の多い営業で、食品衛生法施行令第35条に規定する34業種の営業を行う施設に対し調査・確認を行い、施設基準・衛生基準に適合する施設について営業許可（新規・更新）を行う。

また、営業許可の対象とならないもので、行事等に付随して一時的に施設を設け、反復継続しない範囲で簡易な飲食物を提供する行為（営業類似行為）を行う場合の届出の受理、相談、衛生指導を実施する。

#### (3) 食品等事業者への教育

食品等営業施設における自主衛生管理の意識向上のため自主管理チェックシート等の作成・配布を行うとともに、衛生講習会等を実施し、施設において衛生管理を担う者の養成及び資質向上を図る。

#### (4) 食品衛生啓発

##### ①消費者向け講習会の実施

消費者向けに職員が講師となって食品安全に関する講習会等を開催し、正しい知識を習得する機会

を提供する。

#### ②食品衛生月間のイベント開催

食中毒のリスクが高くなる8月は食品衛生月間と定められており、消費者の食の安全への関心を高め、食中毒防止の知識向上を図るため、手洗い講習会などのイベントを実施する。

### (5) 食中毒防止事業

#### ①食中毒への対応

食品を起因とする健康被害（疑い含む。）が発生した際、被害の拡大防止・再発防止を図るための調査及び必要な措置を講じる。

[調査の内容]

- ・診察した医師及び患者への聞き取り調査
- ・患者及び飲食店等従事者の検便検査
- ・飲食店等の関係施設への聞き取り調査や拭き取り検査等

調査により、食中毒の原因究明を行うとともに、被害の拡大防止や再発防止のための的確な対応（行政処分、衛生教育・住民への注意喚起等）を行う。

#### ②消費者及び食品等事業者に対する啓発

- ・食中毒注意報の発令
- ・食中毒パンフレットの作成・配布

### (6) 食品等の収去検査

収去検査とは、食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品衛生監視員が食品の製造施設や販売施設から食品や添加物、容器包装などを採取し、検査することをいい、主なものとして以下のものがある。

#### ①規格基準等

鳥取県東部圏域において、食品製造及び販売施設で製造・販売されている食品等が国の定める基準等に適合しているかを確認する。

#### ②残留農薬等

鳥取県東部圏域において、生産・採取し、流通する農畜水産物について、食品汚染物質（農産物の残留農薬、米及び魚介類の重金属、畜産物の動物用医薬品）の検査を実施する。

## 2. 適正な食品表示の推進事業

消費者からの情報提供等に基づき、食品製造業者及び販売業者への立入検査を実施し、表示違反については改善指導を行うほか、食品衛生監視指導の立入検査に併せた食品表示の確認、食品事業者からの相談対応により食品表示の正しい知識の普及を図り、適正化の推進に努める。

## 動物愛護業務（生活安全課）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年鳥取市条例76号）並びに鳥取県動物愛護管理推進計画（平成26年度～平成35年度）に基づき、「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養・譲渡の推進」を図り、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開する。

### 1. 動物愛護センター機能支援事業

(1) 動物愛護センター機能委託

動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき、自治体に設置が求められている、収容動物の適正管理と返還・譲渡の推進及び動物愛護思想の普及啓発を図る拠点施設について、(公財)動物臨床医学研究所が設置した「人と動物の未来センター“アミティエ”」を本市の動物愛護管理センターとして位置付け、市が収容した動物を一定数譲渡し、中長期的な飼養、健康管理、治療、不妊去勢手術、終生飼養者への譲渡及び普及啓発活動等の機能を委託する。

【人と動物の未来センター“アミティエ”の概要】

運 営 主 体	公益財団法人動物臨床医学研究所 (鳥取県倉吉市八屋214-10)
開 所 日	平成25年9月21日
場 所	鳥取県倉吉市下福田706-127
建 物 面 積	本館 約330㎡ 新館 約180㎡ (平成30年6月1日オープン)
敷 地 面 積	約16,000㎡ (ドッグラン含む)
備 考	平成26年4月1日鳥取県と提携 県動物愛護センターとして位置付け

(2) 動物愛護センター施設費補助金

「人と動物の未来センター“アミティエ”」の、市の動物愛護センター機能の維持に係る施設及び設備に対する資本的支出及び修繕又は改良に要する経費に対し、2分の1以内の範囲で補助を行う。

2. 動物愛護管理推進事業

(1) 犬管理所の維持管理

鳥取県の犬管理所(犬及び猫の収容施設)を無償で借り受け、県東部圏域で収容・引取りした犬及び猫を返還・譲渡するまでの一定期間、飼養・管理するため施設の維持管理を行う。

【犬管理所の概要】

所 在 地	鳥取市松並町3丁目139-4 (西側は鳥取市下水処理場、南側は東部自動車学校、西側は旧袋側に接する。)
敷 地 面 積	452㎡ (雑種地)
構 造	鉄筋コンクリート造1階
建 物 面 積	110.89㎡
収容可能頭数	成犬：6頭 子犬及び成猫：11頭
運 用 開 始	平成3年3月

(2) 動物福祉推進事業

鳥取県東部圏域で、動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及を図り、動物福祉の向上を目指す動物福祉啓発活動及び市登録譲渡ボランティアによる市保健所が収容した犬猫の譲渡活動に対して補助を行う。

①動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に取り組む事業

- 【補助対象者】 非営利公益活動団体、地域住民組織、公益法人、市登録譲渡ボランティア
- 【補助対象経費】 講師等謝金、会場使用料、広告宣伝費、事務経費など
- 【補 助 率】 非営利公益活動団体、地域住民組織 1/3  
公益法人、市登録譲渡ボランティア 1/2
- 【補助金上限】 非営利公益活動団体、地域住民組織 10万円

公益法人、市登録譲渡ボランティア（団体） 30万円

市登録譲渡ボランティア（個人） 10万円

②市から犬・猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動

【補助対象者】 市登録譲渡ボランティア

【補助対象経費】 譲渡会に係る会場費・広告費、不妊去勢手術・疾病検査・疾病予防ワクチン代等衛生費、マイクロチップの装着等手術費、狂犬病予防法に基づく注射料、注射済票交付手数料、登録料など

【補助率】 1／2

【補助金上限】 市登録譲渡ボランティア（団体） 50万円

市登録譲渡ボランティア（個人） 20万円

(3) 動物取扱業の登録申請届出受理等

動物取扱業の登録申請の受理、動物取扱業者に対し飼養施設の状況及び動物の管理の方法について報告を求め、又は必要に応じて立ち入り検査を行う。

動物の愛護及び管理に関する法律の遵守による動物取扱業者の水準向上を図るため、動物取扱業責任者研修を実施する。

(4) 特定動物の飼養許可関係等

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養又は保管の許可及び許可施設に対する監視指導等を実施する。

### 3. 人と動物の共生社会実現推進事業

(1) 動物愛護週間イベントの開催

動物の愛護及び管理に関する法律で定められた動物愛護週間（9月20日～9月26日）を広く周知し、関係団体と連携したイベント等を通じて市民の動物愛護精神の向上を図る。

(2) 学校等における啓発活動

動物愛護団体やボランティア等により、小学校、幼稚園等において、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神を養う「命の教室」の開催や動物愛護に関するパンフレットの配布などを行う。

(3) 飼い主への指導・啓発

動物の適正飼養講習会を開催する。

動物の遺棄・虐待防止の指導・啓発を行う。

(4) その他普及啓発

鳥取県や鳥取県獣医師会等の関係団体と協力の上、動物愛護に関するポスター、リーフレットの掲示、配布及びマスメディアを利用した広報、市ホームページなどによる普及啓発を行う。